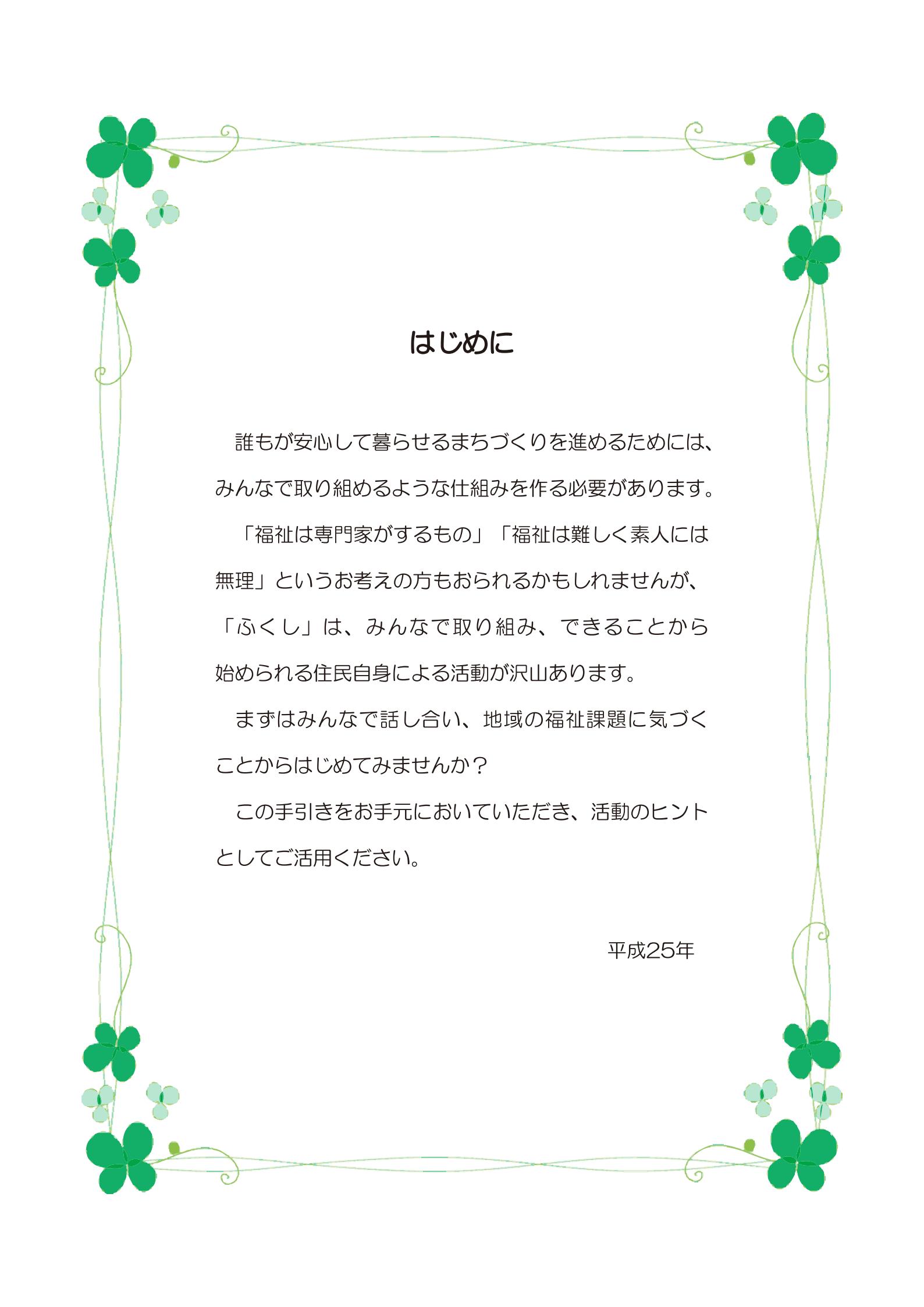


小地域福祉活動の手引き

「ほっとかない」を合言葉に
一人の困りごとを
みんなの事として考えられるまちづくり



社会福祉法人 米原市社会福祉協議会



はじめに

誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、みんなで取り組めるような仕組みを作る必要があります。

「福祉は専門家がするもの」「福祉は難しく素人には無理」というお考えの方もおられるかもしれませんが、「ふくし」は、みんなで取り組み、できることから始められる住民自身による活動が沢山あります。

まずはみんなで話し合い、地域の福祉課題に気づくことからはじめてみませんか？

この手引きをお手元においていただき、活動のヒントとしてご活用ください。

平成25年

「ほっとかない」を合言葉に
一人の困りごとをみんなの事として考えられるまちづくり。

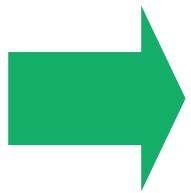
小地域福祉活動の手引き

— 目 次 —

小地域福祉活動が必要なわけ	p 2
なぜ住民自身で行うの？	p 4
なぜ小さな単位で取り組むの？	p 5
小地域福祉活動のすすめ方	p 6
小地域福祉活動を進めるための体制づくり	p 8
小地域福祉活動の活動内容	p 10
地域福祉活動のリーダーの心がまえ	p 12
支え合う関係づくり（見守りネットワーク）を築いていきましょう	p 13
プライバシーと個人情報保護法	p 14
情報収集する際の注意点・情報収集の方法	p 16
参考資料	p 17～p 19

小地域福祉活動が必要なわけ

「介護に不安があるが相談する人がいない」「子育てにストレスや不安を感じる」「歩行が困難なため通院が思うようにできない」など、わたしたちは人生のさまざまな段階で不安な状態に直面するおそれがあります。



● 地域にはこのような問題が… (例)



- ・独居の高齢者世帯と老夫婦世帯が増えている。
- ・高齢者が一人暮らしで、転倒しても助けを呼べない。



- ・子育てが不安。



- ・障がいに対する無理解など。

そうした問題を解決し安心して暮らしていくためには、福祉の制度やサービスの充実とあわせて、地域住民だからこそできる取り組みも欠かすことができません。公的福祉サービスがいざというとき活用しにくかったり、世間体などが気になって自分からSOSを発しにくい場合があることから、地域住民が力を合わせ、専門機関と協力しながら活動を進めていくことが、今後、ますます大切です。



小地域福祉活動とは

このような地域の問題に対して、組織、個人のお互いの意思が反映しあうことのできる範囲で、住民が力を合わせ、専門機関とも協力し合いながら進める住民自身による自主的な活動です。

小地域福祉活動はひとりの力ではできません。地域の多くの人が協力し合うことで、一人でできないことが可能となります。生活になんらかの問題が生じたとき、地域で安心して暮らすために、なくてはならない活動です。

なぜ住民自身で行うの？

住民だからこそできることがあるからです。



災害時の要援護者登録などは、手を挙げられることは少ないので現状です。しかし、地縁という連帯感から「いざというときのために登録しておいたら？」と声掛けがあると手を挙げやすいということが言えます。

「住民でできることは住民で」という社会全体の流れに。



地域でその人らしく暮らすためには、制度やサービスだけでなく、地域とのつながりが必要です。

自分たちの地域のことは自分たちで取り組みを進めたい、決めていきたい、という意識の高まりもあります。

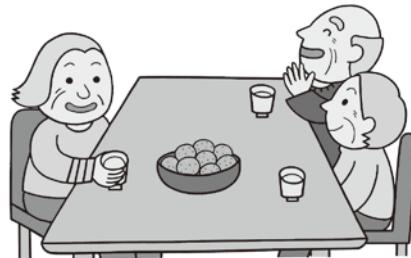
地域の課題に早く気づけるのは、そこに暮らしておられる方だからです。



地域のことを一番よく知っておられるのは、その地域に暮らしておられる方々です。

どのような状況にあるのかを把握し、いち早く課題に気づき取り組んでいけるのも住民だからこそです。

なぜ小さな単位で取り組むの？



同じ自治会に暮らす方は課題が共通することも多いからです。

新興住宅地では子どもに関する問題が多くあり、これまでからある自治会では、高齢者に関する問題の声が多い場合もあります。

自分たちの暮らす地域に応じた取り組みを展開していくためには、小さな単位で取り組んでいくことが理由の一つとしてあげられます。

日常生活の一環として活動が行える単位だからです。

高齢者の見守り体制をつくる場合、出勤や帰宅する時、買い物に行く時、ゴミ捨てに行く時など、「新聞が取り入れられているか」「夕方電気がついたか」など、無理なく日常生活の中で活動が行えることが、小さな単位で行う理由の一つとしてあげられます。

低年齢層・高齢者などは生活範囲が自治会である場合が多いからです。

小さな子どもは、遊ぶ範囲が近所であることから近隣による見守りが大変有効であり、高齢者も遠いところへ行くのは難しくても、近くのサロンへの参加を好まれることも多く、こうした点も、小さい単位で取り組む理由としてあげられます。



緊急対応は近隣の人々によることが多いからです。

緊急時は、家族だけでは充分な対応ができない場合があります。介護保険のサービス等では調整に時間がかかる場合もあります。特に、寝たきりの高齢者を介護する家庭や障がいのある人のいる家庭にとっては、切実な課題です。災害時などは、近所の方による即時対応が大変有効となります。

小地域福祉活動のすすめ方

① 地域の福祉課題を具体的に明らかにする

例（アンケート調査・懇談会・マップ作り）など
適切な取り組みにつなげるには、現状の把握が
大切です。

※ 話し合いの前に打ち合わせをするのが理想的です
(例. 区長、民生委員、福祉推進員 等)



② 課題の整理と取り組む課題の設定

例（緊急連絡体制の確立・災害時支援体制の確立・サロン活動の立ち上げ）など
一つにしぼってはじめるのが理想的です。
緊急性がある課題、取り組みやすい課題、効果がありそうな活動を設定します。



③ 活動計画の立案

例（朝晩の声かけ・返事がなかったときのみ民生委員児童委員に通報・誰が誰を支えるか決定）など

取り組む場合、どのような方法で行うのかを確認し、取り組みを具体化するための目標と計画をたてる。担い手等役割の決定、スケジュール、予算の確保も必要です。

※ 中期目標（3～5年） 長期目標（10年）を設定しておくのが理想的



④ 活動に取り組む仲間を作ろう

例（ボランティアなど協力者の募集）など
多くの仲間で取り組むことで可能になり、理解者が増えます。



⑤ 広く助け合いの意識を育もう

例（チラシや広報などの配布・懇談会での取り組みの周知）など
活動の実践者だけでなく、それをあたたかく見守り認める地域をつくることが重要です。

⑥ 各種機関と連携を持ちながら

例（情報の収集・研修会の共催）など

小地域福祉活動だからこそできる事もありますが、各種機関と一緒に取り組むべきもの、各種機関が取り組むべきものがあります。各種機関と一緒に考えることも大切です。



⑦ 計画に基づく具体的な活動を実践

例（見守り訪問活動の実施・生活支援活動の実施）など

多くの住民のみなさんに参加いただき、話し合う場をもつことが大切です。



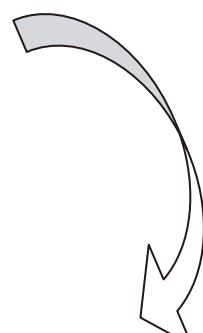
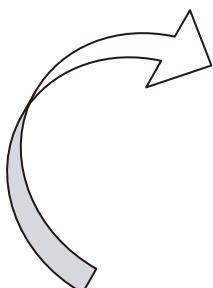
⑧ 取り組みを振り返り翌年度への引き継ぎ

例（反省会の開催・引き継ぎ書の利用）など

取り組みを評価し、改善案や翌年度計画案などについて検討し、引き継ぎます。計画・実施・評価という一連の流れをとることでスムーズにつなげます。

PLAN

①計画を立てる



Check

DO

③活動を振り返る

（活動の点検・評価）



②活動の実践

地域福祉活動は ①～③の繰り返しです。
繰り返す中で活動が高まります。

小地域福祉活動を進めるための体制づくり

●なぜ 一人の活動ではだめなのですか？

① 小地域福祉活動は福祉のまちづくりです。

最も弱い人の立場にたった、思いやりのある地域にするためには、より多くの人が福祉活動に参加する中で、地域全体に福祉への理解を深めていくことが大切です。

② みんなで活動すると一人ではできないことが可能になります。

見守り活動やサロン活動、三世代交流会など、一人ではとてもできないこともみんなで取り組めば可能となります。

③ 継続は力なり。

福祉活動は息の長い活動です。今できる実践を途切れさせず、体制を整えて行動すれば、活動に継続性がでてきます。

④ 多くの問題をかかえた当事者にはチームワークでの援助が必要です。

「認知症」「寝たきり」などにより生活の障がいを抱えた方は、医療の問題、住宅の問題、家族との関係、近隣住民との関係、経済問題など多くの問題を抱えている場合があります。

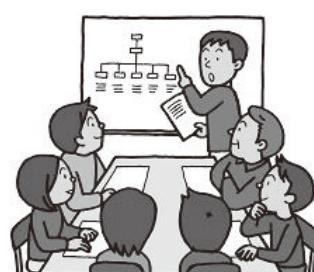
個人的な支えや励ましただけでは限界があります。生活全体を支えるには専門家も含めて複数でチームワークを組んで対応することが大切です。

●小地域福祉推進組織（推進母体）

小地域ボランティアグループ（実行組織）の機能があると活動がより活発となります。

小地域福祉推進組織

物事をみんなで検討し、決める組織（推進母体）



小地域ボランティアグループ

実際に実行に移す組織（実行組織）



福祉推進員、福祉協力員、福祉委員、福祉係の役割とは？

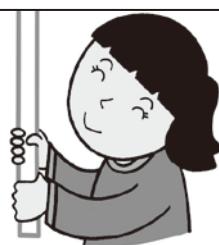
小地域福祉活動は、地域に住む住民の方の理解と協力なしでは進めるることは困難です。福祉推進員は自ら活動の主体となるだけでなく、地域活動を進めるために、福祉理解を進める活動や協力者との連絡調整、企画立案などを進める役割もあります。そのうえで、地域の実情に応じた活動をボランティアや住民の協力を得て進めていく必要があります。福祉活動は継続的な実践活動が重要で、任期は2、3年、または、小地域福祉推進組織を経験後、小地域ボランティアグループで活動を続ける方法が理想的です。



●既存組織の活用と、自治会機能の強化を

小地域福祉推進組織や小地域ボランティアグループを新しく立ち上げる方法もありますが、既存組織の自治会組織を活かし、自治会活動の中に福祉的な要素を取り込み、困りごとをかかえる人、地域のさまざまな福祉課題についてみんなで話し合える体制を作る方法もあります。

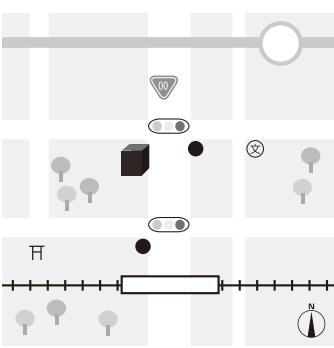
一人ではできないことも、
みんなでとりくめば
可能となります。



小地域福祉活動の活動内容

具体的な活動内容は、主につぎのようなものがあります。これはあくまで例示です。地域の福祉課題に応じて、活動計画をたてて進めましょう。

活動を進めていく上で一番大事なことは、「自分たちの住む地域でどんなことが必要とされているのかを把握し、活動に結びつけていくこと」です。

小地域福祉活動の内容	活動例
<p>① 住民の福祉学習・啓発活動</p> 	<p>美化活動</p> <ul style="list-style-type: none">空き缶拾い、児童公園の清掃などの美化活動は、地域の共通の利益のため力を合わせて行う活動です。住民が参加しやすく子どもも大人も一緒に参加することで、福祉教育としての役割も果たします。 <p>福祉（体験）講座・ボランティア講座</p> <ul style="list-style-type: none">実際に車いすにのり地域の不便なところを点検したり、施設でボランティア活動を行うなどの体験を通して社会福祉を学ぶことも大切です。ボランティア講座等で福祉活動へ参加する気持ちを高めます。 <p>広報誌の発行</p> <ul style="list-style-type: none">活動の様子や、福祉講座などを広く地域住民に伝え社会福祉への理解をすすめるために広報誌を定期的に発行します。
<p>② 福祉問題発見活動</p> 	<p>小地域懇談会</p> <ul style="list-style-type: none">地域住民が感じている困りごとや地域の課題等を話し合います。一人暮らし高齢者や障がい者など地域の当事者が参加でき、みんなが話せる雰囲気づくりが大切です。 <p>福祉マップ（地図）づくり</p> <ul style="list-style-type: none">「福祉のまちづくり点検マップ」…車いすトイレの所在、ベビーカーや車いすが通りにくい道路のチェックを行う中で、福祉のまちづくりの課題が見えてきます。「ふれあい・支え合いマップ」…緊急時対応のため誰が誰を助けるか確認し、地図上に整理します。 <p>意識調査・実態調査</p> <ul style="list-style-type: none">地域住民を対象に定期的に社会福祉に関する意識調査や実態調査を実施し福祉課題を把握することも大切です



個人の困りごとや地域の中で問題となることなど、課題を明らかにし解決するための取り組みを進めていきましょう。

小地域福祉活動の内容	活動例
③ ふれあい交流活動 	ふれあいサロン・会食会 <ul style="list-style-type: none">・ふれあいサロンは歩いて行ける範囲で気軽に参加できる地域住民のつながりの場づくりの活動です。プログラムにこだわらず、「お世話する人」「される人」の区分なく一緒につくる考え方方が大切です。 世代間交流 <ul style="list-style-type: none">・子どもと高齢者が交流するなど、世代間で交流を図り、世代間でのつながりづくりをすすめます。 つどい <ul style="list-style-type: none">・介護者やひとり暮らし高齢者など、地域共通の課題をもつ人たちが一緒に集い、交流し悩みや困りごとを話し合います。「ひとりではない」という安心感をもち、孤立することを防ぐためにも大切です。 子育てサークル <ul style="list-style-type: none">・子育て中の親がつどい、悩みを話し合ったり、一緒に活動して楽しむことを通して、仲間づくり、つながりづくりをすすめます。
④ 見守り活動 	安否確認 <ul style="list-style-type: none">・ひとり暮らし高齢者など、地域で見守りが必要な人を対象に、近隣やボランティアが声をかけたり、雨戸が閉まりっぱなしになっていないか、配布物の手わたし、新聞や郵便がたまっていないかを確認し安否確認を行います。自治会の回覧板をまわすときに行うのも有効です。 ●お弁当の配食活動 <ul style="list-style-type: none">・地域のボランティアグループがお弁当を配ります。お弁当を渡しながら「最近どうですか」と声をかけるなどして安否確認を行います。 ●郵便配達、新聞配達の方への協力依頼 <ul style="list-style-type: none">・郵便配達や新聞配達の際に配達員さんが新聞や郵便がたまっていないか確認し、異変を感じた際に連絡をもらえるよう依頼します。
⑤ 助け合い活動	助け合い活動 <ul style="list-style-type: none">・ひとり暮らしの方のゴミ出しや電球の交換など、日常生活のちょっとした手助けを行い、お互いさまに「助け」「助けられ」支え合いの地域づくりが進みます。

小地域福祉活動のリーダーの心がまえ

リーダーをされている方、またこれからされようとしている方の中には、今後活動を進めるにあたって、どんなことに気をつけたらいいのだろうか。とお考えの方もいらっしゃると思います。リーダーの心がまえとして以下にまとめました。

●住民の声にしっかりと耳を傾ける



何を望んでおられるのか。何が不満に思われているのかしっかりと聞き取りましょう。

●当事者の生活実態にふれる



できるだけ多くの当事者・家族にふれる機会を自ら求めて作りましょう。

●人権侵害には敏感に



たとえ小さなことでも人権侵害の事実にきちんと眼を向け、人権感覚を磨いて、人権を尊重した姿勢で取り組みましょう。

●行政・専門機関と連携を



住民の方は、地域を最もよく知っている生活の専門家といえます。行政・専門機関と連携しましょう。

●ロマンのあるリーダーになりましょう

だれもが住みよいまちづくりのため、頭の中に「こんなまちだったら」というイメージを描きましょう。ロマンを伝えるために、福祉の目標や福祉計画を具体化しましょう。



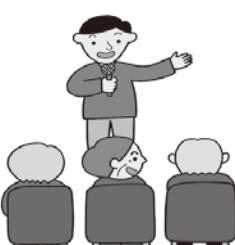
●湧き上がりを待つ

自分一人で取り組むのではなく、役員や住民全体がその気になるように仕掛けることも大切です。



●次代のリーダーづくりを

継続した取り組みをすすめるためにも、実践する人だけでなくリーダーの育成も心がけましょう。



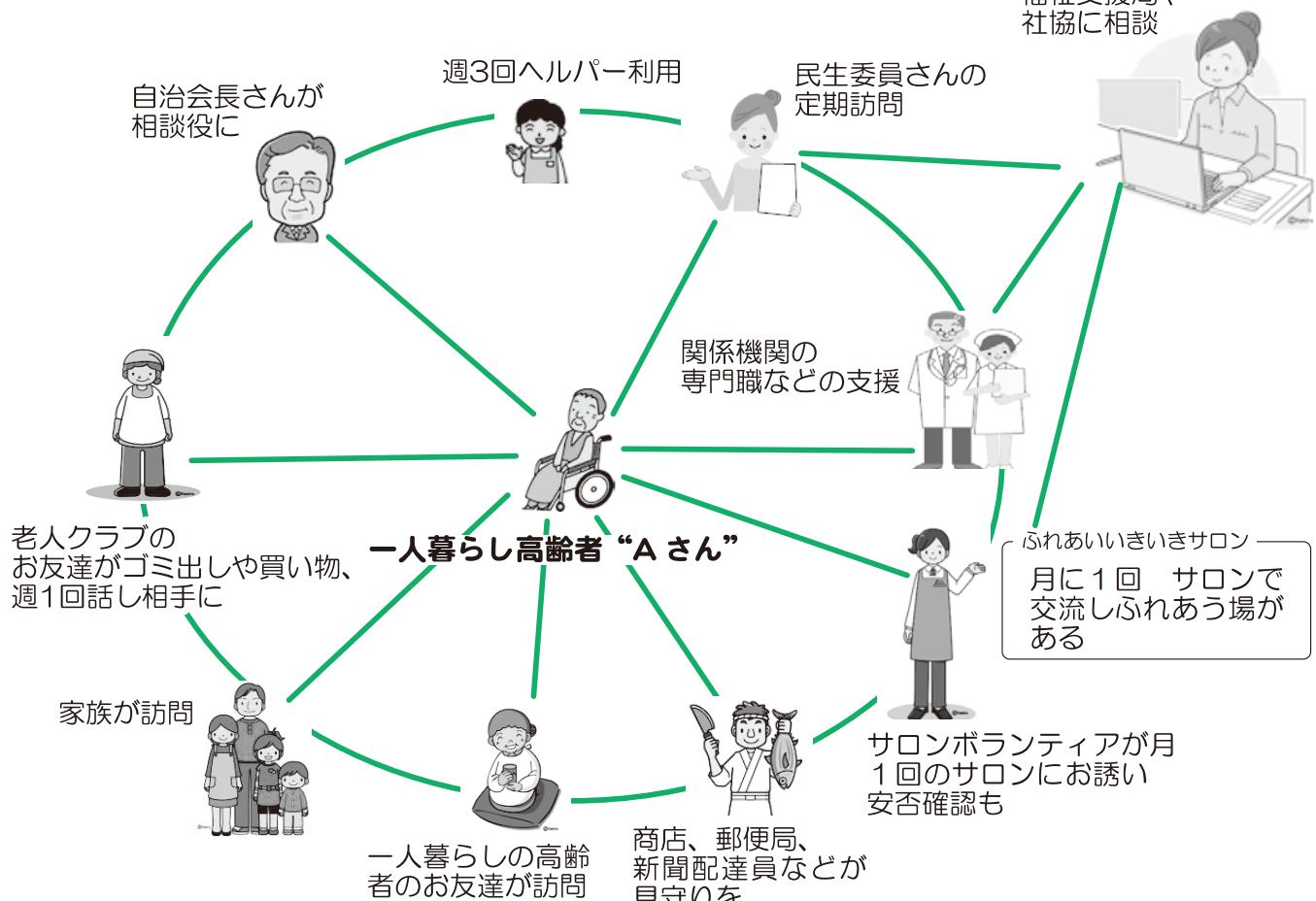
支え合う関係づくり(見守りネットワーク)を築いていきましょう

高齢化が進み、一人暮らしや高齢者世帯がますます増加すると予想されています。孤立死等を防ぐためには、「ほっといて！」という方にも自然な見守りを行い、ほったらかしにせず、顔の見えるあたたかいつながりを創りあう必要があります。一人を守り支えるために「頼り頼られおたがい様」の関係をつくり、地域住民と関係機関が協力する仕組みが求められています。

“Aさん”への支援を通じて 地域づくりに取り組む

※イラストは一例です

変化があったら
福祉支援局や
社協に相談



- 見守りネットワークは、困りごとを抱えた方等を早期発見するための住民による「支援の輪」です。
支援の必要な方が、地域で安心して暮らせるように、地域住民や社会資源、専門機関で「支援の輪」をつくり定期的な声かけや訪問などを行い、困りごとのお手伝い等をおこないます。
- みんなが無理せぬできる範囲のことを。困った事があったら社協にご相談ください。何もかも自分たちで解決しようとするのではなく、状況の変化により対応が困難になった場合は、社協等関係機関にご相談ください。
- ご本人の個人情報を守りましょう。
本人の知らない所で、情報がひとり歩きしないよう、見守り活動を続ける中で知り得た個人情報には十分配慮しましょう。

プライバシーと個人情報保護法

封書の表面の宛名や発信者の情報が個人情報であり、封書の中身がプライバシー情報、と考えるとわかりやすいといわれています。個人情報を保護することはプライバシーを保護することに通じますが、プライバシーと個人情報保護法で定める個人情報とは異なります

○プライバシーとは？

プライバシーの範囲は、本人にしか測れないものです。
例えば、「個人の私生活に関する情報や、一般の人に知られていない情報」や「一般通常人の感受性を基準にして、通常公開を欲しない情報」です。

具体的には

私生活上の自由、思想、信条、感情の自由などを指します。また、行動監視、会話の盗み聞き、私物の干渉など幅広いものです。

○個人情報保護法とは？

「個人情報保護法」は、個人の権利と利益を保護することを目的に制定され、この法律の対象は、5,000人以上の個人情報を有する民間の事業者です。個人情報取扱事業者は、いくつかの事由（※明らかにその人の生命や身体の安全が損なわれるような緊急事態発生の時、あるいはそのおそれがあると判断されるときは、生命や身体の安全を守ることが優先される等）を除いては、あらかじめ本人の同意を得なければ、個人データを第三者に提供してはならないとされています。

○個人情報保護法に定める「個人情報」とは？

「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別することができるもの」、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの」となっています。

個人情報に該当するもの

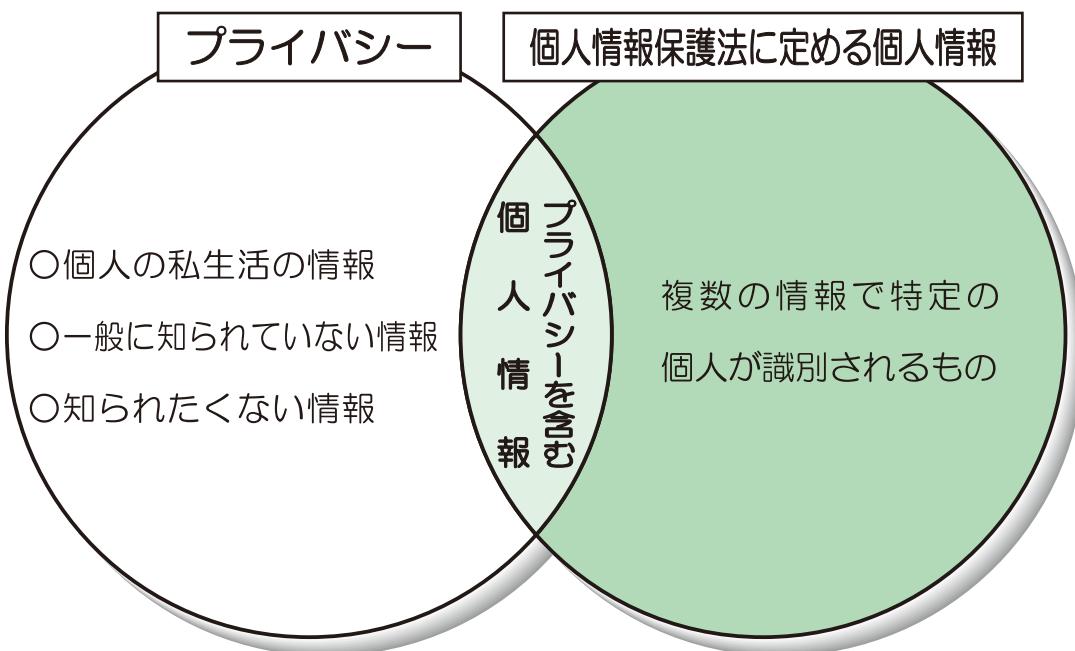
●氏名、住所、電話番号、年齢、性別、生年月日、世帯状況、勤務先、写真、資産、収入、借入金の有無、思想、信条、宗教などに関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報。

○自治会との関係は？

米原市の自治会は5,000人を超える世帯を有するところはありませんので、この法律の事業者にはあたりません。

しかし、個人情報を保護するという点では、自治会でも法律に準じた取り扱いをすることが必要です。

個人情報とプライバシーの関係



大事なこと

- ・地域福祉活動上、知り得た個人の秘密はみだりに口外してはいけません。噂となって広がれば、信頼関係はたちまち崩れ、その人を深く傷つけてしまいます。
- ・個人の秘密が記載された書類の保管管理には細心の注意を払いましょう。委員会で管理規定等を作成することも大切です。
- ・一方で、地域福祉活動には、個人に関する情報の収集、活動者間の情報の共有は不可欠です。
プライバシー・個人情報保護を過度に前面に出し過ぎると支援を必要とする人自身に取り返しのつかない不利益をもたらしたり、円滑な活動を損ねてしまいます。
- ・プライバシー・個人情報保護か地域福祉活動かの二者択一ではなく、プライバシー・個人情報を取り扱うためのルールを確認し、定期的な話し合いの機会を設け、地域での支え合いネットワークが構築できるよう対象者の状況などを考慮し、調整をとっていくことが必要です。



- ・情報の共有が本人及び住民の利益になることを考え、関係者がお互いに連携、協働していくことが今後ますます重要になってきます。

情報収集する際の注意点

情報収集する際、以下の点に配慮し、情報収集のルールを定めましょう。

①利用目的を明確にする

見守り活動、福祉マップづくり、災害時支援等、出来る限り利用目的を定めましょう。

②情報収集する対象範囲を定める

情報を収集する対象（要援護者）範囲をおおむね定めましょう。

③必要な最小限の情報収集に配慮する

活動に必要と思われる最小限の範囲の情報収集としましょう。
(氏名、性別、生年月日)



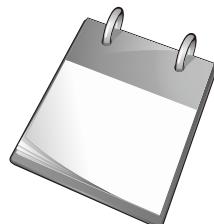
④利用方法及び利用範囲を定める

取得した情報をどのように利用するか、またどの範囲まで利用（共有）するか明らかにしましょう。

⑤本人からの同意を得る

情報提供者（要援護者）から、情報の利用に関する同意を得ましょう。

情報収集の方法



情報収集する際の主な方法として、「手あげ方式」「本人同意方式」があります。

一般的には、「回覧板などにより、多くの地域住民からの情報を収集できる」「訪問を通じ個人情報の収集や意義や活動の理解がより得られる」などの理由から、まずは「手上げ方式」で収集し、併せて「本人同意方式」を行う傾向にあります。

①手上げ方式

回覧板等で登録を呼びかけ、本人の申し出によって情報収集する方式

②本人同意方式

対象となる世帯と接する機会を設け、本人から理解を得て必要な情報を収集する方式

手上げ方式用 自治会回覧 記載例

大切なお知らせです。ぜひご覧ください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地区にお住まいの皆様へ

〇〇福祉委員会
福祉推進員 福祉 太郎

日常生活及び災害時に備えた、「地域の支え合い活動」の要援護者登録について(ご案内)

近年、国内外では、地震や風水害等の大きな災害が毎年のように繰り返され、その度に高齢者を中心に、多くの尊い命が失われています。

また、少子高齢化に伴い孤立死の増加、また悪徳商法等の消費者被害など高齢者をとりまく環境は年々厳しくなっています。

このようなことは、いつ私達の身近で起きるとも限りません。

そこで、〇〇地区の福祉委員会では、地域の支え合いが大切であると考え、日常の生活支援及び災害時に何らかの支援が必要な方の見守り支援体制づくりを行うことにしました。

つきましては、地域での支援を希望される方は、要援護者情報を登録していただきたく、〇月〇日（〇）までに、下記の委員へご連絡ください。後日「要援護者登録カード」をお届けいたします。

なお、ご提供いただいた情報は、以下のとおり適正に管理いたします。

①利用目的・・・災害時における避難支援に活用するとともに、目ごろの見守り活動や、声かけ活動、福祉マップ作り、行事案内などに活用します。

②管理場所・・・普段は〇〇福祉委員会事務室及び〇〇宅で厳重に保管いたします。

③情報の共有先・・・〇〇福祉委員会と共に活動に取り組む、関係機関（社協、〇〇〇〇）と情報を共有いたします。

④その他・・・生命、身体、財産に関わる緊急時は同意なく、第三者に提供する場合があります。

<連絡先>	〇〇福祉委員会 〇〇	事務局 福祉 太郎	電話 〇〇〇一〇〇〇〇〇 電話 〇〇〇一〇〇〇〇〇
-------	---------------	--------------	------------------------------

本人同意方式用 活動内容説明文書 記載例

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇福祉委員会からのご案内

〇〇福祉委員会
福祉推進員 福祉 太郎

日常生活及び災害時に備えた、「地域の支え合い活動」のための要援護者登録の募集について

地震や風水害等の大きな災害が毎年のように繰り返され、その度に高齢者を中心に、多くの尊い命が失われています。

また、少子高齢化に伴い孤立死の増加、また悪徳商法等の消費者被害など高齢者を取り巻く環境は年々厳しくなっています。

そこで、〇〇福祉委員会では、日常の生活支援及び災害時に何らかの支援が必要な方の見守り支援体制づくりを行うことにし、回覧版等で支援希望者を募ったところ、多くの方から希望が寄せられました。

つきましては、地域での支援を希望される方は、別紙の「要援護者登録カード」に記入し、〇〇へお渡しください。

なお、ご提供いただいた情報は、以下のとおり適正に管理いたします。

①利用目的・・・・災害時における避難支援に活用するとともに、日ごろの見守り活動や、声かけ活動、福祉マップ作り、行事案内などに活用します。

②管理場所・・・・普段は〇〇福祉委員会事務室及び〇〇宅で厳重に保管いたします。

③情報の共有先・・〇〇福祉委員会と共に活動に取り組む、関係機関（社協、〇〇〇〇）と情報を共有いたします。

④その他・・・・生命、身体、財産に関わる緊急時は同意なく、第三者に提供する場合があります。

<連絡先> 〇〇福祉委員会 事務局 電話 〇〇〇一〇〇〇〇
〇〇 福祉 太郎 電話 〇〇〇一〇〇〇〇

同意書 記載例

○○福祉委員会 要援護者登録カード

平成 年 月 日

しめい 氏名		男・女	生年月日		
			年	月	日
しめい 氏名		男・女	生年月日		
			年	月	日
住所				人世帯	○○○自治会 ○○班
電話番号		FAX 番号		携帯 番号	
登録事由 ※複数 選択可	<input type="checkbox"/> 移動が困難なため <input type="checkbox"/> 車いす、補聴器などの補装具が必要なため <input type="checkbox"/> 情報を入手したり、発信したりすることが困難なため <input type="checkbox"/> 急激な状況の変化に対応が困難なため <input type="checkbox"/> 薬や、医療措置が常に必要なため <input type="checkbox"/> 精神的に不安定になりやすいため <input type="checkbox"/> その他 ())				
情報伝達 注意事項	(視覚・聴覚障がいなど)				
日常的な 困りごと 要望等					
緊急時の 連絡先	(氏名)		(電話・FAX)		
	(住所)		登録者との 関係		

【同意事項】

平成 年 月 日

○○福祉委員会 様

災害時における避難支援及び、日ごろの見守り活動や、声かけ活動、福祉マップ作り、行政案内等の活用のため、上記の記載事項を、○○福祉委員会及び関係機関（社協、○○○）に提供することに同意します。

住所 _____

氏名 _____

代理記入者氏名		関係		電話番号
---------	--	----	--	------

社会福祉協議会は小地域福祉活動のパートナーです

社会福祉協議会（社協）には、地域福祉活動を担当する職員（コミュニティソーシャルワーカー）が配置されています。小地域福祉活動を進める上で悩んだり、活動を広げたいと思うときなど、社協にご相談ください。

小地域福祉活動の活動計画を立てるお手伝いをします。
お声かけください。



社協広報キャラクター
『てんてん』

社協は、地域と一緒にやって取り組みます

★小地域福祉活動の活動計画等に関するご相談は・・・

社会福祉法人米原市社会福祉協議会

法人本部	電話：54-3105	FAX：54-3115
山東地域福祉活動センター	電話：55-3933	FAX：55-3933
米原市ボランティアセンター三島荘	電話：55-3933	FAX：55-3933
伊吹地域福祉活動センター	電話：58-1770	FAX：58-2231
米原地域福祉活動センター	電話：54-3110	FAX：54-3115
近江地域福祉活動センター	電話：52-1463	FAX：52-8051